

全国こども宅食実施団体への活動助成事業 補助要綱および申請・実施報告マニュアル

一般社団法人 こども宅食応援団

まずはじめに

本資料の構成

全員に共通する事項

- 1 助成申請手続きについて
- 2 助成内容について
- 3 実施報告について
- 4 対象経費の申請と精算

既に他の助成等を受けている事業
(既存事業)と併用を考えている方

▶助成対象となるには条件があり、
まず[P.49-52](#)をご確認下さい

本事業と同様に厚労省補助事業で実施する
他の中間支援法人の公募へ
申請を検討されている方

▶交付が認められない場合があります、
[P.53-54](#)をご確認下さい

*「ひとり親家庭等の子どもの食事等支援事業」

用語の説明

❖ 厚労省助成要領

:厚生労働省作成「ひとり親家庭等の子どもの食事等支援事業助成要領」

<https://www.mhlw.go.jp/content/11920000/000875102.pdf>

❖ 募集要綱

:「全国こども宅食実施団体への活動助成事業公募要綱」

<https://hiromare-takushoku.jp/活動助成事業公募要綱>

目次

1. 助成申請について

2. 助成内容について

(1) 助成対象団体

(2) 助成対象事業

(3) 助成内容

3. 実施報告について

4. 対象経費の申請と精算

(1) 人件費

(2) 消耗品費

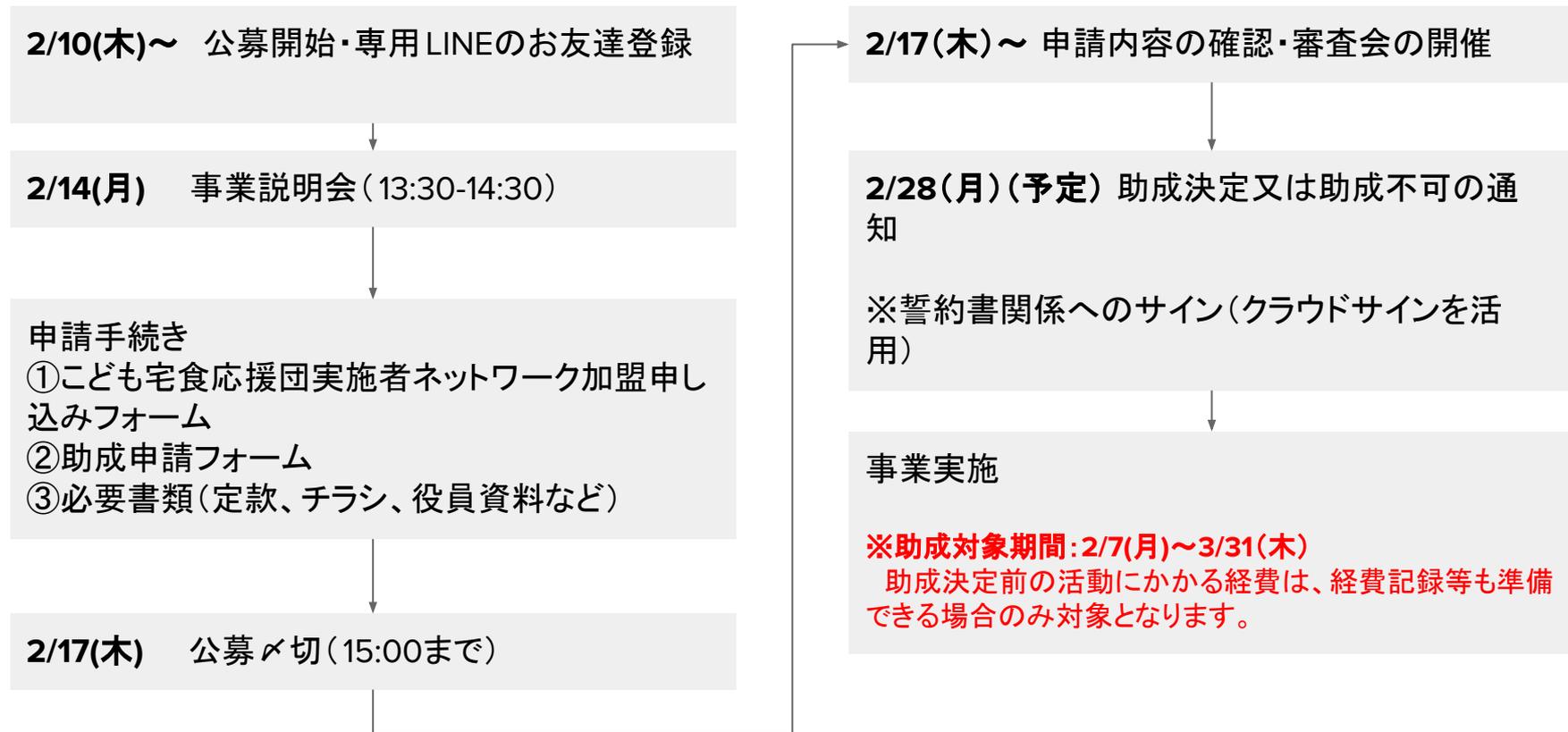
(3) 燃料費

(4) 食糧品費

5. その他

1 助成申請手続きについて

申請手続きの流れ



申請に必要なもの

①こども宅食応援団実施者ネットワーク加盟申し込みフォーム

https://hiromare-takushoku.jp/network_application

②助成申請フォーム

<https://eec770dc.form.kintoneapp.com/public/ef0000055f40a48aa3e0c910f69520f2d3f3acfe78bff11435a42c6e83f448d0>

※上記②のフォーム内で、以下のような資料の添付が求められています。
事前にご確認ください。

例) 厚労省指定様式の誓約書で要求される、申請団体の役員の氏名及び生年月日がわかる資料(免許証コピー等)

迅速な手続のためのお願い

- 提出が必要なフォーム①②(前頁)は同時提出でなくても構いません。**①のネットワーク加盟申し込みフォームをまだ提出していない場合は、こちらを先にご提出ください。**
- 申請内容の修正について
 - 申請内容について疑義が生じた場合は、担当者から個別に確認させていただきます。
 - 場合によって、申請内容を修正していただくことがあります。その際、自団体の申請内容を確認・修正できるWebページをご案内いたしますので、そちらから速やかに修正をお願いします。

2 助成内容について

- (1) 助成対象団体
- (2) 助成対象事業
- (3) 助成内容

(1) 助成対象団体

目次

- **助成対象団体の要件**

(参考)厚労省助成要領「1. 助成の対象者」

- **Q「b.申請時点でこども宅食事業が開始されている」について、これからこども宅食を始めたい団体は対象になりますか？**
- **Q「c.助成期間終了後も継続してこども宅食事業を実施する」について助成期間中のみ、特別にこども宅食を実施することは可能ですか？**

助成対象団体の要件

以下のすべての要件を満たす団体を助成の対象とします。

- a. **厚労省助成要領「1.助成の対象者」に掲げる要件を満たしていること**(次頁参照)
- b. **令和4年1月までにこども宅食事業が開始されていること**(今回の助成を機にこども宅食事業を開始する団体は対象となりません)
- c. **助成期間終了後も継続してこども宅食事業を実施すること**
- d. **厚労省助成要領および本募集要綱で定められる経費精算業務を確実に遂行できること**(ご参考:本資料「IV 対象経費の申請と精算」)

(参考)厚労省助成要領「1. 助成の対象者」

1. 助成の対象者

本事業の助成の対象は、次の要件を満たす者とする（以下「助成対象事業者」という。）。

- (1) 新型コロナウイルス感染症の影響等により困窮するひとり親家庭を始めとした、要支援世帯の子ども等（以下「ひとり親家庭等の子ども等」という。）を対象とした子ども食堂、子ども宅食、フードパントリー等（以下「子ども食堂等」という。）を実施する事業者（法人格を有する者の他、任意団体や個人を含む。）
- (2) 申請時点において、子ども食堂等を実施しており、次のいずれかの要件を満たす者。
 - ① 子ども食堂等を1年以上実施している活動実績を有していること。
 - ② 子ども食堂等に対する支援活動、子育て支援に関する活動、ひとり親家庭支援に関する活動又は生活困窮者支援に関する活動のいずれかについて1年以上の活動実績を有していること。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団、申請者の役員等が暴力団員である団体若しくは暴力団員がその経営に実質的に関与している団体でないこと。
- (4) 厚生労働省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者でないこと。

Q「b.令和4年1月までにこども宅食事業が開始されている」について、これからこども宅食を始めたい団体は対象になりますか？

申し訳ありませんが、今回の助成事業では対象となりません。

事業期間が非常に短いことを踏まえ、新規の立ち上げ支援ではなく、既にこども宅食に取り組んでいらっしゃる団体さんの活動をサポートさせていただく事業となっています。ご了承ください。

Q 「c.助成期間終了後も継続してこども宅食事業を実施する」について助成期間中のみ、特別にこども宅食を実施することは可能ですか？

こども宅食事業では、一時的な食支援にとどまらない、家庭への継続的な支援の必要性を認識していること、更には実践していることを重視しています。そのため、今回の事業では、助成期間終了後も継続的にこども宅食に取り組んでいただける団体さんをサポートいたします。

なお、事業継続の意思を確認するために、こども宅食実施者ネットワークへの加盟をお願いしています。

「こども宅食応援団実施者ネットワーク加盟申し込みフォーム」([P8参照](#))を提出ください。

*「こども宅食実施者ネットワーク」とは？

<https://hiromare-takushoku.jp/knowledge/#knowTtl01>



(2) 助成対象事業

目次

- 助成対象事業の要件

(参考)厚労省助成要領「2. 助成対象事業の内容」

- Q「a. 生活に困難を抱え支援が必要な家庭」とはどのような家庭ですか。

高齢世帯など、こどもがいる家庭以外への食品のお届けも対象になりますか？

- Q「a. 支援対象家庭のリストを整備していること」とありますが、リストは提出しなければなりませんか？

- Qアウトリーチの実践の工夫とは何を記載すればいいですか？「来所型」の事業とは何ですか？

- Qご家庭とは、毎月の配送日時に関するやりとりをしていますが、これは要件 c.「家庭との月1回以上のコミュニケーション」に該当しますか？

- Q支援世帯に対して、食品のお届け以外に家事サポート支援なども行っていますが、こちらの事業は対象になりますか？

- Q他の団体と連携して事業を実施することは可能ですか？

助成対象事業の要件

1) 厚労省助成要領「2.助成対象事業の内容」に掲げる要件を全て満たしていること
(次頁参照)

2) こども宅食事業である要件として、以下a-dに示す取組みがされていること

- a. 生活に困難を抱え支援が必要な家庭を対象とし、支援対象家庭のリストを整備していること(P.21・P.22へ)(支援対象家庭のリストに関するQAは、[P.46・P.47](#))
- b. 定期的に食品を届けること。場合によっては来所型で食品を受け取りに来るケースも可(P.23へ)
- c. 利用家庭への継続的な支援を行うため、家庭と月1回以上のコミュニケーションをとっていること(P.24へ)
- d. 自治体・専門機関等との連携があること*

*要件(d)は、[こども宅食応援団実施者ネットワーク加盟申し込みフォーム「3. 事業の相談・支援の状況についても教えてください」](#)の各欄で回答ください。

(参考)厚労省助成要領「2. 助成対象事業の内容」

2. 助成対象事業の内容

ひとり親家庭等の子ども等を対象とした子ども食堂等を実施する事業で、次の要件を満たすものを助成の対象とする。

(1) 営利を目的とするものでないこと。

(2) 子ども食堂等の実施場所においては、新型コロナウイルス感染症への感染防止に十分配慮すること。

また、食事等の提供を行う場合にあつては、食品衛生管理を徹底し、食中毒予防、食物アレルギー、防火等に配慮すること。また、子ども食堂を実施する場合にあつては、「子ども食堂の活動に関する連携・協力の推進及び子ども食堂の運営上留意すべき事項の周知について」(平成30年6月28日付厚生労働省子ども家庭局長他連名通知)の「2. 子ども食堂の運営上留意すべき事項」及び「(別添8) 子ども食堂における衛生管理のポイント」に留意すること。

(3) 国又は地方公共団体及び民間の助成機関から補助・助成(以下「他の助成等」という。)を受ける事業と同一事業かつ同一費目については、助成の対象外とする。また、異なる費目のみを対象とした申請であっても、主たる費目について他の助成等を受ける場合には、助成対象外となる場合がある。なお、既に他の助成等を受けている事業であっても、既に受けている他の助成等による対象経費と「ひとり親家庭等の子どもの食事等支援事業」(以下「本事業」という。)の費用助成による対象経費を区分経理して、明確に費用を分けて実施する場合に限り、本事業による費用助成の対象とする。

(4) 他の中間支援法人から、本事業に係る同一内容かつ同一費目の事業についての助成を受けている場合は、助成の対象外とする。中間支援法人への申請の際には、他の中間支援法人が実施する本事業に係る公募に申請していないこと、若しくは申請している場合でも、いずれか一方の助成のみ受けることとし、もう一方の助成は辞退することについて誓約すること。

(5) 事業計画策定に当たり、ひとり親家庭等の子ども等を主な対象とする計画としていること。

(6) 入所者の食糧費に係る補助等が別途国等から支出されている児童福祉施設等に対する食材等の提供については、そのに係る費用については、助成対象としない。

(7) 食品・食材の提供に合わせて食品・食材以外の物品等の提供を行っている場合、その物品等の提供に係る費用については助成対象としない。

(8) 事業の主たる目的である事務・事業を実質的に行わず、外部委託する事業が大部分を占める事業は助成対象としない。

(9) 事業の大部分が備品購入等である事業は助成対象としない。

(10) 事業実施に当たっては、子ども食堂等の実施場所が所在する市区町村に子ども食堂等の開催情報を周知するなど、市区町村と連携するよう努めること。

(ご一読の上、助成申請フォーム上で、対応する質問に回答下さい。)

Q「a. 生活に困難を抱え支援が必要な家庭」とはどのような家庭ですか。

高齢世帯など、こどもがいる家庭以外への食品のお届けも対象になりますか？

ひとり親世帯、児童扶養手当受給世帯等を想定しています。

具体的には、助成申請フォーム「Ⅱ-5 事業内容」に支援世帯に関する設問がありますので、その選択肢をご確認ください。

選択肢のいずれかに該当すれば、要件に当てはまると判断いたします。

尚、こどもがいない家庭は、対象になりません。

Q「a.支援対象家庭のリストを整備していること」とありますが、リストは提出しなければなりませんか？

支援対象家庭のリストは提出いただく必要はありません。

こども宅食は、1つ1つの対象家庭の状況を把握し継続的な支援を行うものです。そのためには、支援対象家庭に関する情報を整理しておくことが必要です。リストの形ではなくても構いませんが、支援記録や対象家庭の情報がまとめられた何らかの資料を整備し、必ず団体の中で整備・保管をしていただくようお願いします。**(◎支援対象家庭のリストに関するQ&Aは、[P.46・P.47](#))**

なお、今後事業の実施状況について調査をさせていただく場合があり、その際には個人情報伏せの上でリストを確認させていただく可能性があります。ご承知おきください。

Q アウトリーチの実践の工夫とは何を記載すればいいですか？ 「来所型」の事業とは何ですか？

こども宅食は、地域コミュニティへの参加が難しい、支援を受けることに抵抗があるなど既存の支援につながりにくい家庭とつながるきっかけを創り、関係性を構築し、必要な支援へとつなげることを目的としています。

そのため、アウトリーチの実践として、ご家庭の「心理的な障壁」、「物理的な制約」、「情報の伝達」といった課題に対応するための工夫を自由記述欄で記載ください。

▶参考資料：[全国先進事例に学ぶ食支援×アウトリーチ\(資料\)](#) ※必ずご確認ください
[全国先進事例に学ぶ食支援×アウトリーチ\(動画\)](#)

また、来所型で家庭とつながる方法もあり、通常の食支援と目的が異なるため、

①対象となるご家庭が会員制である、②家庭の情報や課題を把握している、③継続支援を前提としていることを要件としています。

以上、(助成申請フォーム「Ⅱ-4 事業内容」で回答下さい)

Q ご家庭とは、毎月の配送日時に関するやりとりをしています
が、これは要件c.「家庭との月1回以上のコミュニケーション」に該
当しますか？

配送日時に関する事務的なやりとりは回数に含みません。

具体的には、食品のお届け時の声掛け・会話や、それ以外の場での対面によるコ
ミュニケーション、LINE等のITツールによる非対面での会話、質問・相談等を想定し
ています。また、団体からのチラシやLINE等による情報提供も含みます。

(こども宅食応援団実施者ネットワーク加盟申し込みフォーム「ご家庭とのコミュニケーション頻度」の欄で
回答下さい。)

Q 支援世帯に対して、食品のお届け以外に家事サポート支援なども行っていますが、こちらの事業は対象になりますか？

対象になりません。

本事業の大元である厚労省補助事業「ひとり親家庭等のこどもの食事等支援事業」では、子どもの貧困や孤独・孤立への食の提供による緊急支援を目的としています。そのため、食の提供を伴わない支援に関しては、今回は対象外となります。

Q 他の団体と連携して事業を実施することは可能ですか？

連携して事業を行うことは可能ですが、他団体に本助成金の中から資金を提供することは認められません。

弊会での助成では、助成の対象費目を絞っており、委託費は対象となっていないため、他団体への再委託の形は認められません。（公募要綱第Ⅱ部「4.助成内容」参照）

(例外) 助成対象団体が主体となり、助成対象団体が管理する支援対象家庭リストの家庭に対し、連携先団体と共同してこども宅食等を行う場合で、以下のような費用使途は例外的に認められます：

- 助成対象団体が購入した食品を、連携先団体から当該リスト先に宅配してもらう（※助成対象団体が食品購入の領収書を保有する）
- その際、連携先団体の配送ボランティアの人件費やガソリン代が生じる場合で、個人から助成対象団体に直接精算申請がされ、助成対象団体宛の領収書などの証憑が具備できる

(3) 助成内容

目次

- 助成対象期間・上限額
- 4つの対象経費
- Q 厚労省助成要領では対象費目が他にもありますが、そちらは対象にならないのでしょうか。
- Q 助成申請額より経費がオーバーしてしまった場合はどうなりますか？
- Q 交付決定後、事業を実施するにあたり、申請した使途計画の変更はどの程度認められるか？

助成対象期間・上限額

◎助成対象期間:令和4年2月7日(月)～令和4年3月31日(木)

年間分ではありませんのでご注意ください。

- 助成決定前の活動にかかる経費は、経費記録等も準備できる場合のみ対象となります。
- また、助成対象期間中の事業実施に必要な経費が対象となります。
- 支払いが4月以降になる経費であっても、対象期間中の事業実施にかかった経費であれば助成の対象となります(「3月人件費を4月に支払う場合」等)。

◎助成上限額:1事業者あたり250万円

4つの対象経費

| 費目 | 対象となる例 | 対象とならない例 |
|-----|---|--|
| 人件費 | 事業の実施に必要な一時的な労働の対価として支払う金銭など 例) 本事業の専任スタッフの人件費 | 行政からの他の委託事業の業務に従事しているスタッフの人件費 団体の管理業務にあたるスタッフの人件費 従前は無償だった者の人件費は対象外(P.41) |
| 消耗品 | コピー用紙、筆記用具、マスク、消毒液など | 法人の他事業の実施に必要な消耗品 |
| 燃料費 | ガソリン代など | 法人の他事業の実施に必要な燃料費 |
| 食糧費 | 対象世帯に配送する食品の購入費用、お弁当の食材費 | 団体の会議等で提供した茶菓代 |



※経費の申請・精算方法や必要な書類等については、「4 対象経費の申請と精算」の章をご確認ください。

Q 厚労省助成要領では対象費目が他にもありますが、そちらは対象にならないのでしょうか。

本事業で対象となるのは「人件費・消耗品費・燃料費・食糧費」の4費目のみとなります。

事業期間が短いことを踏まえ、事務手続き簡略化の観点から対象費目を絞っております。ご了承ください。

Q 助成申請額より経費がオーバーしてしまった場合はどうなりますか？

超過分は団体の自己負担となります。

最終的に確定した助成決定額の総額を上回る変更は認められませんので、ご注意ください。

❶ 交付決定後、事業を実施するにあたり、申請した用途計画の変更はどの程度認められるか？

各自が申請したこども宅食活動・宅所活動を行うにあたって、食支援の頻度や世帯数等が計画から一定変更になることは構いません。

但し、以下の場合には、こども宅食応援団に事前承認を得てください：

- 本事業に要する**人件費の額が承認された計画額の130%超**となる場合
- 変更により、本事業に要する**消耗品費の額が、助成決定額の総額の3割以上**になる場合
- 上記以外に、**事業の内容の変更(軽微な変更を除く。)**をする場合

3 実施報告

実施報告に必要なもの

- ①経費精算書(厚労省助成要領 様式11)
- ②経費支出済額明細書(厚労省助成要領 様式12)
- ③支出の詳細を記録する様式
 - ・スタッフ・ボランティア等活動表
 - ・食品購入リスト
 - ・消耗品購入リスト
 - ・燃料費精算リスト
- ④事業実施報告書

※資料一式、[こちら](#)から

からEXCELでダウンロード
できます

※提出方法については、現在検討中です。追ってご連絡いたします。

経費の精算に必要なもの

申請する経費によって、精算時に必要な資料が異なります。

| | 精算時 | | |
|------|----------------------|---------------------|--|
| | 様式(提出) | 添付資料(提出) | 実施期間中に残しておき、 団体に 保管 する資料 |
| 人件費 | ①経費精算書 ②経費支出済額明細書 | スタッフ・ボランティア等 活動表 | 勤怠の記録 人件費支払いの記録(給与振込 の記録、謝礼の受領書など) |
| 消耗品費 | | 消耗品購入リスト | レシート・領収書 |
| 食糧費 | | 食品購入リスト | レシート・領収書 支援対象家庭リスト |
| 燃料費 | | 燃料費精算リスト | 燃料費の受領書、配送(移動)の 記録など |

実施報告のスケジュール

現時点での予定となりますが、以下を想定しています。

- (最長3月末まで 事業実施)
- 4月11日(月) 実施団体から中間支援団体への実施報告×切
- ~4月22日(金) 中間支援団体による精査・必要に応じヒアリング

※(再掲)助成対象期間中の事業実施に必要となる経費が対象となります。支払いが4月以降になる経費であっても、対象期間中の事業実施にかかった経費であれば助成・精算の対象となります(「3月人件費を4月に支払う場合」等)。

4 対象経費の申請と精算

- (1) 人件費
- (2) 消耗品費
- (3) 燃料費
- (4) 食糧費

目次

- 人件費を申請する際の注意点(1)(2)
- 消耗品費を申請する際の注意点
- 燃料費を計上する際の注意点
- 食糧費の上限
- Qご家庭には日用品などもお届けしていますが、こちらの購入費用は対象となりますか？
- Q支援対象家庭リストはすべての世帯分が必要ですか？
- Q本事業で必要となる支援対象家庭リストにはどのような内容を記録する必要がありますか？

■

人件費を申請する際の注意点(1)

◎月単価で給与を支払う者(主に事務局スタッフ)で本事業以外の業務も担当している場合は、**全業務時間のうち本事業に係る業務に従事する時間の割合(稼働率)**を算出し計上してください。申請時には概算で構いません。

◎申請できる人件費の上限は特にありません(「事業費の◎%」などの規定はなし)。ただし、経常的な管理経費は対象外となっておりますので、**直接的に本事業に携わるスタッフの人件費が対象**となります。

人件費を申請する際の注意点(2)

◎厚労省補助要領「(認められない経費の例)従前よりボランティア等として参加していた者に対する賃金」の解釈について:

⇒今までも人件費を支払っていた者のみが対象で、今まで無償で協力してくれていた者に対して、この助成金で3月の活動の人件費を支払うことは認められません(厚労省に確認済)。

ひとり親家庭等の子どもの食事等支援事業助成要領

<https://www.mhlw.go.jp/content/11920000/000875102.pdf>

消耗品費を申請する際の注意点

◎基本的に、補助的費目である消耗品費のみの申請は不可です。

また、消耗品費が全体額のうち3割を超える場合で、事業全体の収支計画に不明点がある場合は、理由をヒアリングします。

◎お買い物の際は、「本事業で使用する消耗品のみ」で別会計をしていただき、他の商品はレシートの中に混ぜないでください。

燃料費を申請する際の注意点

◎こども宅食の実施にあたり使用する車両を対象とします。個人名義でも団体名義でも構いません。ボランティアが使用する車両も対象になります。

◎申請時には概算で計上していただいて構いません。

◎精算時には、**実費ではなく**、以下の基準に沿って走行距離に応じて算出させていただきます。**車両使用時に走行距離を記録するなどの対応**をお願いします。

【排気量に応じた基準】

3000cc未満の車両：1kmあたり20円

3000cc以上の車両：1kmあたり30円

(4) 食糧費

食糧費の上限

1世帯あたりの単価上限は、1ヶ月1万円とします。

※22年3月末までに確実に家庭に配布しきれる量を購入・精算下さい。

◎厚労省「食事の提供や食品・食材の配布に当たっては、提供するひとり親家庭の子ども等の健康や栄養バランスに配慮したものとなるよう、可能な限り配慮すること。」

◎申請時には概算で計上していただいて構いません。

◎支援世帯によって単価が異なる場合は、助成申請フォームの積算の欄を追加して計上してください。

◎以下の2つは一致するようにしてください。

- ・助成申請フォーム「Ⅱ助成対象事業の計画」で入力する「支援対象世帯数」
- ・対象経費の計上の際に使用する支援世帯数

(4) 食糧費

Q ご家庭には日用品などもお届けしていますが、こちらの購入費用は対象となりますか？

厚労省にも相談しましたが、ご家庭にお届けする物の購入費用は食品のみが対象となります。

本事業の大元となる厚労省補助事業「ひとり親家庭等のこどもの食事等支援事業」では、子どもの貧困や孤独・孤立への食の提供による緊急支援を目的としています。

そのため、食品以外の物の購入費用は対象外となります。

Q 支援対象家庭リストはすべての世帯分が必要ですか？

本事業において対象とする世帯分は必ず必要です。

こども宅食事業を実施するにあたり、既に支援対象家庭リスト(又はそれに準じるもの)は整備されていることと思います。本事業ですべての家庭を対象とする場合は既存のもので構いませんが、一部の家庭のみ対象とする場合*は、本事業における支援対象家庭リストを別途作成いただき、それに基づいて実施報告を提出いただくようお願いします。また、リストは本事業に係る帳簿等と共に団体の中で保管いただくようお願いします。

*例)○○地区、XX地区の世帯にこども宅食を実施しているが、本事業では○○地区の世帯分に係る経費のみ計上する場合 等

Q 本事業で必要となる支援対象家庭リストにはどのような内容を記録する必要がありますか？

基本的には、氏名・世帯構成(世帯人数)は必須でお願いします。

氏名はイニシャルや名字だけでも構いません。

世帯人数を正確に把握できていない場合は、配送時に目安としている人数を記録してください。

そのほか、なぜ支援対象としているのか(ひとり親世帯、自治体からの要請等)など、付加的に記録いただいても構いません。

なお、今後調査等によりリストを確認させていただく場合には、個人情報にあたる箇所は伏せたものを確認いたします。

5 その他

既に他の助成等を受けている事業(他財源事業)がある場合

例) 他財源事業の支援対象世帯への 配送品や配送回数の拡充、対象世帯の拡充など

具体的な区分処理
については

P.52!

| | 他財源事業 | 本事業 (今回資金が必要な部分) |
|---------------------------------|-------------------------------|---|
| 主要費目 ● 人件費 ● 燃料費 ● 食糧費 | 人件費 xx円 燃料費 xx円 食糧費 xx円 | (原則)他財源事業と同一事業かつ同一費目は、助成の対象外 (例外)対象経費を区分経理して、明確に費用を分けて実施する場合に限り可 |
| 補助的な費目 ● 消耗品費 | 消耗品費 xx円 | ①上記と同一ルール (原則)既存事業と同一事業かつ同一費目は、助成の対象外 (例外)対象経費を区分経理して、明確に費用分けて実施する場合に限り可 + かつ ②補助的費目のみの申請は不可 (理由は次頁の通り。他の主要費目と合わせて申請下さい) |
| その他の費目 | 水道光熱費 xx円 | (応援団では助成対象外) |

Q 現在、他の助成金により食糧費を賄っていますが、本事業で人件費のみを計上することは可能ですか？

可能です。

本事業において、こども宅食事業の実施に係る主たる費目（食糧費・人件費・燃料費）が計上されている場合は対象になります。

但し、事業の実施に必要となる主な費用の大半を他の助成等で賄っている場合は、本事業の対象となりません。**（消耗品費のみ計上することは不可）**

※厚労省助成要領「2助成対象事業の内容(3)」参照

※厚労省 Q&A の回答 24 「食糧費や人件費など子ども食堂を開催するに当たって必要となる費用の大半を他の助成等でまかなっている場合 は、本補助金の助成対象外となる」

<https://www.mhlw.go.jp/content/11920000/000881342.pdf?fbclid=IwAR0rQXrY5fr6u5Fi9FUH1gFV94yqPuW5BaTTu6n2RAWdpkm4i-XB6RnLdNs>

(参考)厚労省助成要領「2. 助成対象事業の内容」

2. 助成対象事業の内容

ひとり親家庭等の子ども等を対象とした子ども食堂等を実施する事業で、次の要件を満たすものを助成の対象とする。

- (1) 営利を目的とするものでないこと。
- (2) 子ども食堂等の実施場所においては、新型コロナウイルス感染症への感染防止に十分配慮すること。

また、食事等の提供を行う場合にあつては、食品衛生管理を徹底し、食中毒予防、食物アレルギー、防火等に配慮すること。また、子ども食堂を実施する場合にあつては、「子ども食堂の活動に関する連携・協力の推進及び子ども食堂の運営上留意すべき事項の周知について」(平成30年6月28日付厚生労働省子ども家庭局長他連名通知)の「2. 子ども食堂の運営上留意すべき事項」及び「(別添8) 子ども食堂における衛生管理のポイント」に留意すること。

- (3) 国又は地方公共団体及び民間の助成機関から補助・助成(以下「他の助成等」という。)を受ける事業と同一事業かつ同一費目については、助成の対象外とする。また、異なる費目のみを対象とした申請であっても、主たる費目について他の助成等を受ける場合には、助成対象外となる場合がある。なお、既に他の助成等を受けている事業であっても、既に受けている他の助成等による対象経費と「ひとり親家庭等の子どもの食事等支援事業」(以下「本事業」という。)の費用助成による対象経費を区分経理して、明確に費用を分けて実施する場合に限り、本事業による費用助成の対象とする。

- (4) 他の中間支援法人から、本事業に係る同一内容かつ同一費目の事業についての助成を受けている場合は、助成の対象外とする。中間支援法人への申請の際には、他の中間支援法人が実施する本事業に係る公募に申請していないこと、若しくは申請している場合でも、いずれか一方の助成のみ受けることとし、もう一方の助成は辞退することについて誓約すること。
- (5) 事業計画策定に当たり、ひとり親家庭等の子ども等を主な対象とする計画としていること。
- (6) 入所者の食糧費に係る補助等が別途国等から支出されている児童福祉施設等に対する食材等の提供については、その係る費用については、助成対象としない。
- (7) 食品・食材の提供に合わせて食品・食材以外の物品等の提供を行っている場合、その物品等の提供に係る費用については助成対象としない。
- (8) 事業の主たる目的である事務・事業を実質的に行わず、外部委託する事業が大部分を占める事業は助成対象としない。
- (9) 事業の大部分が備品購入等である事業は助成対象としない。
- (10) 事業実施に当たっては、子ども食堂等の実施場所が所在する市区町村に子ども食堂等の開催情報を周知するなど、市区町村と連携するよう努めること。

❶ 厚労省助成要領「2助成対象事業の内容(3)」において、「既に他の助成等を受けている事業であっても・・・区分経理して、明確に費用を分けて実施」すれば対象となるとありますが、どの程度の区分経理が求められるのでしょうか。

厚労省Q&A(No.25)※に記載の「法人の財務諸表において区分経理を行い、当該事業の経理区分に計上されていれば可」との回答について

(厚労省の追加補足)

- 財務諸表でなくとも附属明細書上でセグメントを分けるなどの対応が望ましい
- そうでない場合も帳簿に加えて収入支出の証拠書類(助成決定通知、契約書、納品書、領収書等)を備えておく必要があります。

※<https://www.mhlw.go.jp/content/11920000/000881342.pdf?fbclid=IwAR0rQXrY5fr6u5Fi9FUH1gFV94yqPuW5BaTTu6n2RAWdpkm4i-XB6RnLdNs>

他の中間支援法人の公募へ申請を検討されている場合

Q 他の中間支援法人でも同じ厚労省補助事業を受託し公募が出ていますが、そちらからも助成を受けることはできますか？

原則、両方から助成を受けることはできません。

厚労省助成要領「2助成対象事業の内容(4)」の規定により、同一内容かつ同一費目について複数の中間支援法人から助成を受けることが禁止されています。

なお、複数の公募に申請する場合には、いずれか1つの助成のみ受け、他は辞退することを事前に成約していただく必要があります。

助成申請フォームに該当する誓約事項があります。

(参考)厚労省助成要領(他の中間支援法人からの助成)

2. 助成対象事業の内容

ひとり親家庭等の子ども等を対象とした子ども食堂等を実施する事業で、次の要件を満たすものを助成の対象とする。

- (1) 営利を目的とするものでないこと。
- (2) 子ども食堂等の実施場所においては、新型コロナウイルス感染症への感染防止に十分配慮すること。

また、食事等の提供を行う場合にあつては、食品衛生管理を徹底し、食中毒予防、食物アレルギー、防火等に配慮すること。また、子ども食堂を実施する場合にあつては、「子ども食堂の活動に関する連携・協力の推進及び子ども食堂の運営上留意すべき事項の周知について」(平成30年6月28日付厚生労働省子ども家庭局長他連名通知)の「2. 子ども食堂の運営上留意すべき事項」及び「(別添8) 子ども食堂における衛生管理のポイント」に留意すること。

- (3) 国又は地方公共団体及び民間の助成機関から補助・助成(以下「他の助成等」という。)を受ける事業と同一事業かつ同一費目については、助成の対象外とする。また、異なる費目のみを対象とした申請であっても、主たる費目について他の助成等を受ける場合には、助成対象外となる場合がある。なお、既に他の助成等を受けている事業であっても、既に受けている他の助成等による対象経費と「ひとり親家庭等の子どもの食事等支援事業」(以下「本事業」という。)の費用助成による対象経費を区分経理して、明確に費用を分けて実施する場合に限り、本事業による費用助成の対象とする。

(4) 他の中間支援法人から、本事業に係る同一内容かつ同一費目の事業についての助成を受けている場合は、助成の対象外とする。中間支援法人への申請の際には、他の中間支援法人が実施する本事業に係る公募に申請していないこと、若しくは申請している場合でも、いずれか一方の助成のみ受けることとし、もう一方の助成は辞退することについて誓約すること。

- (5) 事業計画策定に当たり、ひとり親家庭等の子ども等を主な対象とする計画としていること。
- (6) 入所者の食糧費に係る補助等が別途国等から支出されている児童福祉施設等に対する食材等の提供については、その係る費用については、助成対象としない。
- (7) 食品・食材の提供に合わせて食品・食材以外の物品等の提供を行っている場合、その物品等の提供に係る費用については助成対象としない。
- (8) 事業の主たる目的である事務・事業を実質的に行わず、外部委託する事業が大部分を占める事業は助成対象としない。
- (9) 事業の大部分が備品購入等である事業は助成対象としない。
- (10) 事業実施に当たっては、子ども食堂等の実施場所が所在する市区町村に子ども食堂等の開催情報を周知するなど、市区町村と連携するよう努めること。